

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 令和2年度現場ニーズと技術シーズのマッチング オンラインマッチングイベントをスタート

関東地方整備局
企画部

国土交通省では、建設現場の生産性向上、魅力ある建設現場を目指し、i-Constructionを推進しております。この取組の一環として、新技術の現場導入のための新技術開発や企業間連携”×Tech.”(クロステクノロジー)を実装するため、平成29年度から「現場ニーズと技術シーズのマッチング」を行っております。

令和元年度からは、関東経済産業局、及び中小企業基盤整備機構関東本部と連携し、「オープン・イノベーション・マッチング・スクエア(以下「OIMS」)を通じて公募の拡大を行っております。

令和2年度のマッチングとして、現場ニーズ73件について公募し、16件の現場ニーズに対して様々な分野の企業から27社37技術の応募があり、このうち10件の現場ニーズの12社14技術について、2月19日よりオンラインマッチングイベントを実施していきます。有望な提案には現場実証(試行現場)の提供等を行い、評価等を通じて異分野技術を建設現場に取り入れるべく、関東整備局での発注工事等による新技術の活用導入を図っていきます。

◆国土交通省マッチングホームページ

(http://www.mlit.go.jp/tec/i-construction/tec_intro_wg/index.html)

◆関東地方整備局マッチングホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000191.html>)

◆オープン・イノベーション・マッチング・スクエア(OIMS)

(<https://jgoodtech2.smrj.go.jp/lp/oi-matchingsquare>)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000826.html

2. 令和2年度(補正予算)発注予定情報

関東地方整備局

関東地方整備局における令和2年度補正予算の「工事に係る発注の見通しに関する事項」と「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報」の公表を行います。

公表する情報として工事については、「一般競争」、「指名競争」です。

また、業務については、「プロポーザル方式」、「競争入札方式」、「随意契約」です。

入札情報サービス「旧建設省所管(<http://www.i-ppi.jp/>)」「旧運輸省所管

(<http://www.pas.ysh.nilim.go.jp/>)」で発注の見通しの検索が可能となっています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000887.html

3. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、370話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/index00000022.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「国土計画シンポジウム」をオンラインで開催 ポストコロナにおける中長期的な国土の在り方 ～デジタル革命に対応した持続可能な社会・地域の構築に向けて～

国土交通省は、3月10日(水)に、「国土計画シンポジウム」をオンラインで開催します。

今回は、ポストコロナにおける中長期的な国土の在り方について、デジタル革命に対応した持続可能な社会・地域の構築などの視点から議論します。

<背景>

激甚化・頻発化する自然災害、社会のデジタル化の進展や気候変動も踏まえたSDGsへの関心の高まりなど、近年、我が国の国土を巡る状況には新たな動きが生じています。

また、特に新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたテレワーク・時差出勤の実践や地方への関心の高まりなどは、人々の働き方・暮らし方にも大きな変化をもたらすものと考えられます。

本シンポジウムでは、これらの変化を踏まえ、デジタル革命に対応した持続可能な社会・地域の構築など、ポストコロナの中長期的な国土の在り方について考える機会としたいと思います。

<概要>

1. 日時：令和3年3月10日(水) 14:00～16:50

2. 登壇者：

○コーディネーター

増田寛也(東京大学公共政策大学院客員教授)

○コメンテーター

中村彰二郎(アクセンチュア株式会社アクセンチュア・イノベーションセンター
福島センター共同統括マネジング・ディレクター)

○パネリスト

家田仁（政策研究大学院大学教授）

坂田一郎（東京大学工学系研究科技術経営戦略学専攻教授）

高村ゆかり（東京大学未来ビジョンセンター教授）

田澤由利（株式会社テレワークマネジメント代表取締役）

瀬田史彦（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授）

3. 視聴方法：

インターネットによるライブ配信を致します。開始時間になりましたら、国土計画協会ホームページ（<https://www.kok.or.jp/>）よりご視聴頂けます。

事前の申し込みは不要です。どなた様でも無料でご視聴頂けます。

4. その他：本シンポジウムは、（一財）国土計画協会との共催になります（詳細は別添資料参照）。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000219.html

2. インフラ維持管理データを国土交通データプラットフォームと試行的に接続～PRISMの成果としてAPI連携を実施～

国土交通省では、デジタルツインの実現を目指し、3次元データ視覚化機能、データハブ機能、情報発信機能を有するプラットフォームの構築を進めています。

その一環で今回 PRISM 注の研究成果として 10 自治体のインフラ維持管理データを API で国土交通データプラットフォームと接続する技術を開発しましたので、試行的に公開します。

【国土交通データプラットフォームの概要】

- ・国土交通省と民間等のデータによるデジタルツインの実現を目指す
- ・API を活用することでデータを最新の状態で提供
- ・業務の効率化やスマートシティの推進、産学官連携によるイノベーション創出
※API: サービスの機能やデータ等を他のサービス等から呼び出して利用するための接続仕様

【今回試行として接続するデータ】

- ・10 自治体の橋梁点検結果データ（インフラ維持管理データ）
※令和2年度に国土交通省が PRISM においてインフラ維持管理データ利活用を検討したサンプルデータを追加。
（試行的な API 接続のため、データの公開は、令和3年3月31日まで。）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000257.html

3. ほこみちプロジェクト本格始動！ ～全国初の歩行者利便増進道路（ほこみち）が指定されました～

賑わいのある道路空間創出のため、全国で初めて、御堂筋（大阪市）、三宮中央通り（神戸市）及び大手前通り（姫路市）が歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）に指定されました。ほこみちで、道路からまちを変えていきます。

- 国土交通省では、道路法の一部を改正する法律（令和2年5月27日公布、11月25日施行）により、賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度を創設しました。
- 今般、大阪市の御堂筋、神戸市の三宮中央通り及び姫路市大手前通りが、全国で初めて「ほこみち」として、それぞれの道路管理者において指定されました。ほこみちに指定された各道路では、賑わい創出、地域活性化に資する、道路の魅力的な活用を実施していきます。
- 国土交通省では、ほこみちの推進や上手な使い方の検討・展開のため、ほこみちプロジェクト事務局を立ち上げ、イベント実施や相談窓口の設置を行っています。
ほこみちHP：<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001413.html

4. 令和3年度 PPP/PFI 推進のための案件募集（第1次） ～地方公共団体等における官民連携事業の導入に関する取組を支援します～

○国土交通省では、地方公共団体等における官民連携事業の導入に関する取組を支援するため、「先導的官民連携支援事業」「専門家派遣によるハンズオン支援」及び「インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」について、令和3年2月18日（木）から、令和3年度支援対象案件の第1次募集を開始します。

1. 令和3年度 官民連携事業の導入に係る支援 ※詳細は別紙参照

（1）先導的官民連携支援事業

先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、次の（イ）又は（ロ）に係る業務に要する調査委託費を助成します。

（イ）事業手法検討支援型：先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査

（ロ）情報整備支援型：先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

※1 「先導的な官民連携事業」とは、

- ・事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等にモデル性があるもの
- ・実施主体内のノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含むなど調査の進め方にモデル性があるもの等を指します。

※2 （イ）事業手法検討支援型の中に、中小規模団体枠（人口20万人未満の市町村を想定）を設けて、次の①～③を行う事業の実施に向けた検討のための調査費用を支援します。

①既存公共施設やインフラの集約・再編

- ②既存公共施設やインフラの運営の広域化やバンドリング
- ③既存公共施設の更新とその際の収益事業の導入

(2) 専門家派遣によるハンズオン支援

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、地方公共団体職員が自ら行う事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、公募書類作成等事業化に向けて必要な手続きを支援します。

(3) インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、インフラの維持管理分野に係る官民連携事業の導入可能性、導入に際しての課題とその対応方針等の検討を支援します。令和3年度よりアベイラビリティペイメント方式を活用した官民連携事業の導入検討への支援を強化します。

2. 募集期間：令和3年2月18日（木）10：00～3月26日（金）17：00

3. その他：

- ・今回の募集は、令和3年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては、内容等を変更する場合があります。
- ・先導的官民連携支援事業は第2次募集を行う予定です。
- ・募集要領、応募様式など詳細については、以下のURLをご確認ください。

(1) 先導的官民連携支援事業

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000066.html)

(2) 専門家派遣によるハンズオン支援

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000056.html)

(3) インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000070.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000152.html

5. 全国各地で環境に優しい電気バスが一層導入されます！
～電気バス、燃料電池タクシーを活用する3事業について「地域交通グリーン化事業」による補助対象事業として支援を決定～

環境に優しい交通サービスの普及を促進するため、国土交通省では、「地域交通グリーン化事業」による補助対象事業として、新たに3事業への支援を決定しました。これにより、新たに電気バス6台と燃料電池タクシー1台が導入されます。

国土交通省では、大気環境の改善及び地球温暖化防止の観点から、環境に優しい電気バス、燃料電池タクシーなどを使った交通サービスの普及を促進するため、事業者や地方公共団体などに対して、車両の導入費用などを補助する「地域交通グリーン化事業」を行っております。

今般、第3次公募期間中に申請のあった事業について、外部有識者からなる「地域交通グリーン化事業検討会」において審査した内容を踏まえ、電気自動車や燃料電池自動車を活用した各地域での多様な交通サービス展開や、他の地域や事業者に対して導入を誘発・促進することが期待される事業を、補助対象事業として支援することを決定しました。

- ◆支援対象事業 3事業 ※詳細は別紙をご参照ください
 - ・導入する車両：電気バス6台、燃料電池タクシー1台
 - ・充電設備：急速充電設備3基、普通充電設備2基、外部給電装置2基
- ◆支援内容
 - ・電気バス、燃料電池タクシー、付随する充電設備等・・・導入費用の1/3
- ◆外部有識者による審査
「地域交通グリーン化事業検討会」委員
横浜国立大学 中村 文彦 教授
早稲田大学理工学術院 紙屋 雄史 教授
独立行政法人自動車技術総合機構
交通安全環境研究所環境研究部 坂本 一郎 部長

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000361.html

6. 令和3年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業の働き方改革や生産性向上を推進するための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、建設現場の生産性向上を図る i-Construction の推進等に取り組んでいます。

令和元年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、週休2日の確保に取り組める環境整備や i-Construction の更なる拡大、円滑な施工体制の確保に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の実態を踏まえ土木工事及び業務の積算基準等の改定を行います。

なお、これらの基準等は、全国の地方自治体にも情報提供することとしています。

【改定項目】

1. 働き方改革に取り組める環境整備
2. i-Construction の更なる拡大
3. 円滑な施工体制の確保
4. 共通仕様書等の改定

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000770.html

7. CO2削減関連技術の専用ページを新たに作成しました ～新技術情報提供システム（NETIS）サイト～

国土交通省では、新技術の活用促進のため、公共工事の受発注者に対し、民間企業等が技術開発した新技術に係る情報の提供等を行うことを目的としたデータベースシステムである「新技術情報提供システム（NETIS：ネティス）」をWEBサイトにおいて公開し

ています。

このたび、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組みの一環として、NETISに登録された新技術のうち、CO2削減関連の技術を誰もがすぐわかるようCO2削減関連技術の専用ページを新たに作成しましたのでお知らせします。

※WEBサイトのイメージは別添参照ください。

※新技術情報提供システム（NETIS）：

公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みです。

新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により、公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与することを目的としています。

（参考）ホームページ URL：<http://www.netis.mlit.go.jp>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000769.html

8. 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）を閣議決定

～流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します！～

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）が、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、以下を内容とする「流域治水関連法案」を整備することとします。

2. 改正案の概要

（1）流域治水の計画・体制の強化

- ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
- ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

（2）氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設
- ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け
- ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全
- ・認定制度や補助等による自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備支援

等

(3) 被害対象を減少させるための対策

- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
- ・防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
- ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
- ・地区単位の浸水対策の推進

等

(4) 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
- ・要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
- ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大

等

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000027.html